

《 事務所ニュース 2018年6月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

平成30年度 労働保険年度更新について

個別の労働保険年度更新に関する平成30年度の労働保険料（労災保険料と雇用保険料）の申告・納付期間は6月1日（木）から7月10日（月）までです。**5月下旬には申告書等が届いていると思います。**

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）の給与・賞与を基に確定保険料を算出します。

この申告・納付の手続きが遅れると、「追徴金」や「延滞金」が課せられる場合がありますので、期限内に手続きをお済ませください。

●対象者

ア) 派遣社員 労災・雇用保険の申告は派遣元で行う必要があります。

イ) 出向者 労災保険の申告は出向先で、雇用保険は出向元でそれぞれ行う必要があります。

ウ) 兼務役員 従業員給与分のみ労災・雇用保険料、一般拠出金の対象となります。

算定基礎届の提出（7月10日まで）

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金をもとに、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

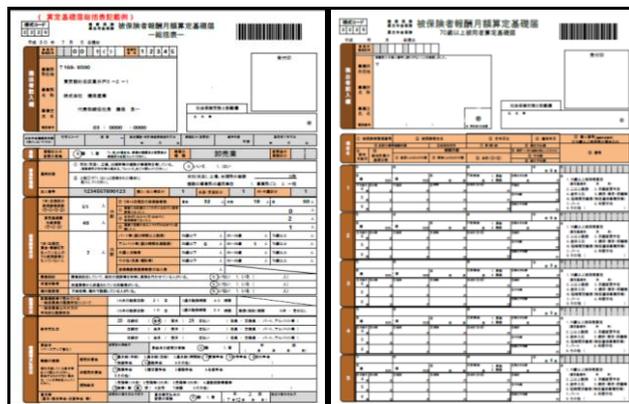
- （1）6月1日以降に資格取得した方
- （2）6月30日以前に退職した方
- （3）7月改定の月額変更届を提出する方

平成30年の算定基礎届に必要な書類は下記の通りとなりますので、ご用意をお願い致します。

- ・賃金台帳（社会保険加入者のみ）

平成30年4月～平成30年6月まで

※ 今年から算定基礎届等の用紙が、変更になります。



※ 算定基礎届の提出に際し、社会保険の調査を兼ねる事業所がありますのでご注意ください。

障害年金千人打ち切りか 日本年金機構

日本年金機構が障害基礎年金受給者約千人について、障害の程度が軽いとして支給打ち切りを検討していることが分かった。都道府県ごとだった審査業務を昨年4月に一元化した影響とみられる。機構は経過措置として1年間は支給を継続し、本年度中に再審査するとしているが、不支給となれば受給者の生活に影響が出そうだ。受給者は、症状に応じて数年おきに医師の診断書を提出するなどして、更新手続きを行う必要がある。機構は昨年、更新手続きを行った人のうち、約千人に対し「受給できる障害の程度ではなかった」との審査結果を通知。対象者はあらためて再審査する。厚生労働省は「判定を平等にするため審査を集約した影響とみられる」としている。（共同通信社）

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行